6　消費者庁長官又は農林水産大臣は、特定製造業者等について法第二十条第三項の規定による報告の徴収又は立入検査を行った結果、当該特定製造業者等が法第十九条の十三の二の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第十九条の十四第一項若しくは第二項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る。）をとっていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

第十一条第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第二号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

9　第一項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号から第五号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十一条　法第二十三条第一項の政令で定める権限は、法第十九条の十三第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第二十一条の三の規定による権限とする。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第十六条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

本則に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十条　法第七十八条の二第二項の政令で定める権限は、法第七十一条の二及び第七十五条の三に規定する内閣総理大臣の権限とする。

（旅行業法施行令の一部改正）

第十七条　旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第五条第一項中「第二十六条第一項及び第二項」を「第二十六条第一項及び第三項」に改める。

（割賦販売法施行令の一部改正）

第十八条　割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項及び第三項中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

第十三条中「法務省令、経済産業省令」を「法務省令・経済産業省令」に改める。

第十三条の九の次に次の一条を加える。

（消費経済審議会及び消費者委員会への諮問）

第十三条の十　法第三十六条第二項の規定による諮問は、次の各号に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費経済審議会及び消費者委員会に対してするものとする。

一　経済産業大臣　消費経済審議会

二　内閣総理大臣　消費者委員会

三　法第四十六条第五号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣　消費経済審議会

第十四条第五項中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十条第二項の規定により内閣総理大臣が許可割賦販売業者から報告をさせることができる事項は、前払式割賦販売に係る業務の運営に関する事項とする。

第十四条に次の一項を加える。

7　法第四十条第四項の規定により内閣総理大臣が法第三十五条の三の二の許可を受けた者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一　商品又は指定役務の前払式特定取引の方法による取引額

二　前払式特定取引に係る商品の代金債権又は指定役務の対価の支払の期間その他前払式特定取引契約に関する事項

三　前払式特定取引に係る商品の代金債権又は指定役務の対価に係る債権の回収の状況

四　前払式特定取引の業務の運営に関する事項

第十五条第一項中「第二項」を「第三項」に改める。

第十六条第五号中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十七条　法第四十八条第二項の政令で定める権限は、法第二十条の二第三項及び第四項並びに第二十三条第三項及び第四項（これらの規定を法第三十五条の三の三において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項並びに第四十一条の二の規定による権限とする。

（家庭用品品質表示法施行令の一部改正）

第十九条　家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「により」の下に「内閣総理大臣又は」を加え、同条第二号中「前号」の下に「に掲げる事項」を加え、同条第三号中「販売業者」の下に「（卸売業者に限る。）」を、「第一号」の下に「に掲げる事項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣が報告を徴することができる事項は、次のとおりとする。

一　表示事項を表示した家庭用品の品目別の数量及びその表示の状況

二　前号に掲げる事項のほか、当該販売業者（卸売業者を除く。）の販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合

第四条を削る。

第三条第一項本文中「法第四条第一項」を「法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）に属する事務のうち、法第四条第一項に」、「指示、同条第二項」を「指示、同条第三項」に、「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、「経済産業大臣の権限に属する」を削り、「卸売業者以外の販売業者」を「販売業者（卸売業者を除く。）」に改め、同項ただし書中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、「経済産業大臣の権限に属する」を削り、「、経済産業大臣」を「、消費者庁長官」に改め、同条第二項本文中「法第十九条第一項」を「長官権限に属する事務のうち、法第十九条第二項」に改め、「経済産業大臣の権限に属する」を削り、「卸売業者以外の販売業者」を「販売業者（卸売業者を除く。）」に改め、同項ただし書中「経済産業大臣」を「消費者庁長官」に改め、同条第三項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、「経済産業大臣の権限に属する」を削り、「経済産業省令」を「内閣府令」に、「経済産業大臣に」を「消費者庁長官に」に改め、同条第四項中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、「経済産業大臣の権限に属する」を削り、「経済産業省令」を「内閣府令」に、「経済産業大臣に」を「消費者庁長官に」に改め、同条第五項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第三条　法第二十三条第一項の政令で定める権限は、法第三条第一項及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条（法第三条第一項又は第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）並びに第二十二条の規定による権限とする。